

生物多様性ぎふ戦略

<施策編>

令和8年3月
岐阜県

◆本資料は、「生物多様性ぎふ戦略」（令和8年3月）の第4章 行動計画に
則って、取り組む事業を取りまとめたものです。

目次

基本戦略1 生物多様性を利用する	1
行動目標 1-1 自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを推進する	1
行動目標 1-2 地域の自然資源や文化を活かした地域振興を推進する	2
行動目標 1-3 森林の生み出す環境価値の活用を推進する	4
行動目標 1-4 生物多様性に配慮した消費行動を促す	5
行動目標 1-5 生物多様性に配慮した事業活動を促す	6
行動目標 1-6 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる	7
基本戦略2 生物多様性を保全する	10
行動目標 2-1 生態系を保全・再生する	10
行動目標 2-2 30by30 の実現に貢献する	14
行動目標 2-3 希少野生生物を保護・保全する	15
行動目標 2-4 外来種対策を推進する	16
行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する	16
基本戦略3 生物多様性を理解し、行動する	20
行動目標 3-1 生物多様性に関する環境教育を推進する	20
行動目標 3-2 自然と触れ合い学ぶ機会の提供などにより、知識の習得や関心の醸成を図り、行動変容を促す	21
行動目標 3-3 地域における自然環境を保全・再生する取組を促進する	23
行動目標 3-4 情報の発信や活用に係る人材の育成や機会の提供を行う	24
行動目標 3-5 市町村における生物多様性地域戦略の策定を促す	24

基本戦略1 生物多様性を利用する

行動目標 1-1 自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを推進する

(森林や農地等の多面的機能の向上)

- 環境保全林内の人の生活圏に近い里山林エリアにおいて、公益的機能向上と併せて地域住民の生活環境の保全のため、不要木除去や放置竹林の整備等に対して支援します。
- 森林の持つ公益的機能の高度発揮、災害に強い森林づくりの推進、循環型森林づくりの推進による林業・木材関連産業の活性化を図るため、森林所有者等が実施する森林施業に対して支援します。また、花粉発生源としてのスギ人工林の伐採、植替えを図るための森林施業に対して支援します。
- スギ、ヒノキの人工林は、「針広混交林への誘導」、「複層林施業」、「長伐期施業」など、多様な森林管理手法の中から適切なものを選択・導入し、森林の持つ多面的機能を維持・増進します。
- 森林法に基づく各地域森林計画で定める森林整備基準に基づき、適切な間伐の実施や生育の悪い人工林の針広混交林への誘導等を進め、野生生物の生息地・生育地の保護を図ります。
- 保安林制度の適正な運用により、違法な立木伐採や開発行為等を防止します。
- 早期の針広混交林化を目的として、針葉樹人工林を帯状、群状など様々な手法で強度伐採するとともに、シカ対策を講じた上で天然更新や植栽により広葉樹を導入するモデル事業を実施することで、30年後に針広混交林へ誘導できる技術体系の確立を目指します。
- 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。
- 農地の多面的機能の大切さについて、農業・農村の魅力を紹介するパネル等の展示会の実施、田んぼの学校やふるさと水と土指導員の活動など、農業・農村の魅力に触れ感じてもらうための取組を推進します。
- 農地や農業用施設等の地域資源が持つ様々な機能（多面的機能）を維持・保全するため地域ぐるみで行う共同活動に対して支援を行います。
- 農業生産の場のみならず、美しい景観の形成や伝統・文化の継承等多面的な機能を発揮し、農山村地域において重要な役割を果たしている棚田について、保全を行うための組織の立ち上げや保全組織の活動を支援します。

(グリーンインフラやEco-DRRの推進)

- 森林の面的防災力を高める間伐等の森林整備と治山施設を組み合わせた事前防災

対策を進めます。また、治山対策における Eco-DRR の取組を更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進します。

- 間伐等の森林整備や治山対策により森林の健全性を高めることで、雨水の浸透と土壌保全を促進し、森林が有する水源涵養機能の維持・強化を図ります。
- 森林の維持造成を通じて防災減災対策を図るため、保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備等を推進します。
- 従来の砂防施設等の設置に加え、林野事業や森林所有者による樹林整備（間伐等）と連携することで、一体的で効率的な流木対策・土砂災害防止対策を推進します。

（都市緑化等による吸収源対策等の推進）

- 特別緑地保全地区や風致地区制度による都市内の緑地の保全や緑化に取り組む市町村を支援します。
- 都市公園における植栽地の適正な維持管理を図るとともに、国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、環境に配慮した都市公園の整備を推進します。

行動目標 1-2 地域の自然資源や文化を活かした地域振興を推進する

（自然公園等における自然体験活動の促進）

- 自然公園に設置している登山道、園路などの適正な維持管理を図るとともに、利用者のニーズを把握し、誰もが使い易い施設を整備します。また、ホームページなどを活用し、自然公園に関する情報を提供することで、自然とのふれあい機会の増進を図ります。
- 長距離自然歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を行い、適正な維持管理に努めます。また、既存施設の現状を把握し、整備を要する施設についてはユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、ホームページやパンフレットなどを活用し、長距離自然歩道に関する情報を提供するなど、県民の自然とのふれあいを促進します。
- 東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター、中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターにおいて、県内の優れた自然、動植物や文化などを分かりやすく紹介し、生物多様性の理解の促進を図ります。
- 中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターを拠点に、自然体験プログラムを実施するなど、県内の自然公園において自然に親しむ機会の充実を図ります。また、ガイド等自然環境の保全及び活用を担う人材の育成・誘致を促進します。

（グリーン・ツーリズム・農泊の推進）

- 魅力的な体験メニューや農泊プランなどの開発・企画運営ができるよう、実践者

の育成や実践者同士のネットワーク強化を進めるとともに、観光事業者等と連携し国内外への情報発信を強化するなど、都市と農村の交流を積極的に推進します。

- 本県の強みである自然や歴史、文化を地域ぐるみで守りつつ、観光活用していくサステナブル・ツーリズムを推進します。
- 自然公園に設置している登山道、園路などの適正な維持管理を図るとともに、利用者のニーズを把握し、誰もが使い易い施設を整備します。また、ホームページなどを活用し、自然公園に関する情報を提供することで、自然とのふれあい機会の増進を図ります。(再掲)
- 長距離自然歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を行い、適正な維持管理に努めます。また、既存施設の現状を把握し、整備を要する施設についてはユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、ホームページやパンフレットなどを活用し、長距離自然歩道に関する情報を提供するなど、県民の自然とのふれあいを促進します。(再掲)

(長良川システムの保全・活用・継承)

- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の情報発信や内水面漁業の担い手育成に資するため、「清流長良川あゆパーク」において鮎友釣り体験講座や鮎のつかみどり体験を若者向けに拡充し、川と魚に親しむ体験活動を強化します。併せて、県内学校によるふるさと教育の実施を支援します。

(山村地域・中山間地域等の活力維持に向けた取組)

- 森林空間を観光・健康・教育など多様な分野で活用し、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」を推進します。
- 「森のジョブステーションぎふ」が実施する求人情報等の発信、林業就業相談会・林業体感見学ツアーの開催、農林高校生を対象とした森のしごとPR事業などの取組を支援します。
- 山村地域の重要な収入源である特用林産物は、雇用機会の創出としての役割を果たす一方、過疎化や高齢化により原木きのこ生産者の減少が著しいことから、新規原木きのこ生産者の就業定着を図るため、就業間もない経営の不安定な原木きのこ生産者を支援します。
- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動に対して支援を行います。

(魅力ある水辺空間の創出)

- 河川改修を小学校の近隣で行う場合など、地域のニーズを踏まえ、水辺に近付け

る護岸や斜路等のアクセス施設の整備など、子どもたちが自然と親しめるよう水辺に近付きやすい川づくりを進めます。

- ▶ 多様な生物が生息できる良好な河川環境と美しい景観を保全、復元するため、治水を目的とする河川事業の個々の現場において、自然環境や景観にも配慮した川づくりの積極的な推進を図ります。

(自然的名勝の保存・活用の推進)

- ▶ 芸術上又は観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする名勝を指定して保護します。

(食文化の保護・継承による農山漁村の活性化)

- ▶ 地域の豊かな河川等が育んできた伝統的な食文化を次世代へと継承するため、岐阜県の特産食材であるイワナの養殖研究を行うとともに、ナマズやカジカ等を含めた養殖に取り組む方々への技術指導を行い、安定供給及び地域食材としての普及を図ります。

行動目標 1-3 森林の生み出す環境価値の活用を推進する

(森林吸収源対策)

- ▶ 県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県がクレジットして認証する「G-クレジット制度」を運用するとともに、森林由来のカーボン・クレジット制度の認知度向上を図るため、普及・啓発活動を行います。
- ▶ 森林を伐採した後に、次世代の森林を造成するため、多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い再造林技術を開発します。

(バイオマス利活用の推進)

- ▶ 木質バイオマスの利用促進を図るため、公共施設、多くの県民が利用する商業施設や観光・レジャー施設など普及効果の高い施設での木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に対して支援します。
- ▶ 森林に放置された未利用材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環社会の構築を目指します。
- ▶ 燃料材主体でも収益が期待できる森林として「エネルギーの森」を計画的に造成するため、「エネルギーの森」の整備を行う事業者に対し、燃料材の搬出経費の一部を支援します。

- 「エネルギーの森」に適した樹種の選定や施業体系の構築のため、「エネルギーの森」整備等の実証に取り組む森林組合や民間事業者等に対し、その整備費用及び試験研究に係る経費の一部を支援します。
- 森林資源活用のための所有者不明山林の解決に向けた検討、国への提言を行うほか、山林や堆肥などを活用したバイオコークスの生産体制確立に向けた支援策の検討や全国への普及に向けた取組を推進します。

行動目標 1-4 生物多様性に配慮した消費行動を促す

(知識を実践に変える県民運動の展開)

- ポータルサイトへ学習教材、環境に関する情報、体験プログラム等を掲載することで、環境保全意識の醸成を図り、環境に優しい行動への変容に繋がります。
- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。県民が「ぎふ食べきり運動」に参画する機会を設けるなど、食品廃棄物の削減に向けた具体的な行動の促進を図ります。
- 人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費（倫理的な消費）」について、普及啓発を行います。
- 高校生や大学生など若年層に向けて、プラスチックの資源循環に関する認識を深める特別授業等を開催し、分別の徹底など自ら行動する意識の醸成を図ります。

(環境保全型農業に対する消費者の理解促進)

- 化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことで、環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む「有機農業」の普及拡大を図るため、参入しやすい体制の整備、栽培技術の開発・普及などの生産面と、消費者への理解促進など販売面での取組を進めます。

(環境と調和のとれた食料の消費に配慮した食育の推進)

- 栄養教諭が中心となって、児童生徒の発達の段階を踏まえ、指導内容の明確化・重点化を図った食に関する指導全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、食育推進委員会を機能させ、全教職員による食育の推進体制を強化します。
- 6月の食育月間、毎月19日の食育の日、学校給食週間には、「環境」や「郷土」との関わりをもたせた「食」について学ぶ取組を、学校と家庭や地域社会との連携を図り積極的に展開します。

行動目標 1-5 生物多様性に配慮した事業活動を促す

(優良事例の情報発信・人材育成)

- 河川改修事業や災害復旧事業においては、各河川の特性を踏まえ、自然環境の保全・復元・創出に効果のある自然共生工法を積極的に活用します。
- 自然環境の保全に努めていくため、岐阜県自然工法管理士養成講習会を開催し、岐阜県自然工法管理士を育成します。
- 農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物多様性の確保をはじめとする自然環境の保全に寄与していることから、ため池の改修・廃止工事を行うに当たり、ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握するとともに、必要に応じて、これらの生物の保全、外来種の逸出の防止を行う等の環境と調和した施工を推進します。
- 地域として保全が必要とされる希少生物及び生態系に配慮した工事を実施する場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援するとともに、工事後のモニタリング調査を行い、自然と共生する農業農村づくりを目指します。
- 事業着手前に必要に応じた環境調査を行うなど、景観や自然環境に配慮した道路整備を行います。
- 一定規模以上の開発行為をする場合には、自然環境保全協定を締結し、重要な自然環境と貴重な動植物を保全します。また、協定締結に関する情報を発信し、開発事業者等に対して制度への理解を求めていきます。
- ガイドラインに基づき、事前調査や適切な工法、施工工程の配慮、回復モニタリングなど、公共事業において生物多様性への配慮が適切に行われるよう、普及啓発に努めます。
- 従来の地域環境保全を目的とした公害防止協定をさらに進め、地球規模の環境保全や化学物質対策等に加え、自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組を広く住民へ公開していく「環境創出協定」の締結を推進し、企業による自主的な環境保全対策を促します。

(プラスチック資源循環の推進)

- 石油由来プラスチック代替製品であるバイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、事業者・消費者双方に対し啓発を行います。
- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における街や川の清掃活動や意識啓発活動など、県内一体となった環境美化運動を推進します。

行動目標 1-6 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

(環境に配慮した農業の推進)

- 堆肥の利用、化学肥料・化学農薬の低減、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷低減の取組に、生産工程のリスク管理をする GAP の取組を取り入れた新たな制度を推進します。
- 化学肥料や農薬を原則 5 割以上低減したうえで生物多様性保全等に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者に対し、取組面積に応じた支援を実施します。
- 化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことで、環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む「有機農業」の普及拡大を図るため、参入しやすい体制の整備、栽培技術の開発・普及などの生産面と、消費者への理解促進など販売面での取組を進めます。(再掲)

(持続可能な営農を通じた農村環境整備の推進)

- 農地の有効利用を図るため、遊休農地の解消に向けた取組を支援するとともに、遊休農地発生未然防止の観点から日本型直接支払制度の活用に向け啓発を図ります。

(家畜排せつ物の利活用の推進)

- 畜産農家等が生産している家畜排せつ物を主な原材料とした堆肥について、堆肥の種別・成分等を一覧にし、県ホームページで公表するなど堆肥の利用を推進します。

(適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組)

- 岐阜証明材推進制度や JAS 制度などにより、産地、合法性に加え品質・性能の確かな製品の供給により、県産材の競争力を高めつつ、地域間競争に打ち勝つブランド力向上を目指すとともに、新用途開発などの取組を支援します。
- 製品を安定供給するため、サプライチェーンの構築や製材加工施設整備を支援します。
- 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例に基づき、建築物等に対する県産材の利用を促進するため、公共施設や民間建築物等の木造化や木質化などの取組を支援します。
- 県産材を活用して住宅を新築または改修する施主を支援します。
- 木質バイオマスの利用促進を図るため、公共施設、多くの県民が利用する商業施設や観光・レジャー施設など普及効果の高い施設での木質資源利用ボイラー、木

質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に対して支援します。(再掲)

- ▶ 森林に放置された未利用材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環社会の構築を目指します。
(再掲)
- ▶ 燃料材主体でも収益が期待できる森林として「エネルギーの森」を計画的に造成するため、「エネルギーの森」の整備を行う事業者に対し、燃料材の搬出経費の一部を支援します。(再掲)
- ▶ 「エネルギーの森」に適した樹種の選定や施業体系の構築のため、「エネルギーの森」整備等の実証に取り組む森林組合や民間事業者等に対し、その整備費用及び試験研究に係る経費の一部を支援します。(再掲)
- ▶ 森林資源活用のための所有者不明山林の解決に向けた検討、国への提言を行うほか、山林や堆肥などを活用したバイオコークスの生産体制確立に向けた支援策の検討や全国への普及に向けた取組を推進します。(再掲)

(森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成)

- ▶ 木材生産の拡大と効率的な木材生産体制の強化を図るため、従来の高性能林業機械より高性能な機械の導入、リースを受ける意欲と能力のある林業経営者に対して支援します。また、低コスト化や労務作業の省力化、安全性向上を図るため、林業事業体が導入するICT等の新技術の導入・利用経費を支援します。
- ▶ 林業事業体が実施する新規就業者の技術習得を目的としたOJT研修に対して支援します。また、労働災害が多い中堅技術者を対象とした学び直しの研修を実施します。

(持続可能な水産業の推進)

- ▶ 自然の再生産を活用して鮎資源を増やすため、採捕の禁止期間を温暖化による産卵期の変化に併せて改正するとともに、産卵しやすい環境を整えるため、産卵場の耕耘を行います。
- ▶ 河川形態の変化や河川の分断等によって溪流魚の産卵環境、生息環境が大きく変化しており、それぞれ河川の条件に応じたアマゴ、イワナ等溪流魚に係る様々な増殖技術の普及を図るべく、啓発を進めます。
- ▶ 持続可能な県内水産業を目指し、イワナ、アマゴ(サツキマス)、ヤマメなどについて、天然生産資源や天然遺伝子資源の有効利用に関する調査・研究を実施します。
- ▶ 放流アユにおける天然遡上アユ由来の稚アユの割合を増加させる等、水産業における天然資源の増殖方法について検討します。
- ▶ 地域の豊かな河川等が育てきた伝統的な食文化を次世代へと継承するため、岐

阜県の伝統食材であるイワナの養殖研究を行うとともに、ナマズやカジカ等を含めた養殖に取り組む方々への技術指導を行い、安定供給及び地域食材としての普及を図ります。(再掲)

基本戦略2 生物多様性を保全する

行動目標 2-1 生態系を保全・再生する

(法令に基づく規制・管理等)

- 建築物の新築などの各種行為を規制するとともに、区域内の巡視及び指導を行う自然保護員を設置し、優れた自然環境を保全します。また、周辺環境の変化に影響されやすい地域では、自然環境の変遷動向を調査し、適正に保全理するための基礎資料を整備します。
- 自然公園内では、工作物の新築など各種行為を規制し、優れた自然景観を保護します。
- 周辺環境の変化に影響されやすい自然環境保全地域については、概ね5年～10年ごとに調査を実施し、適正に保護・保全管理します。
- 貴重な生態系を育む湿原・湿地や動植物の生息地について県天然記念物に指定し、乱獲や無秩序な開発を規制します。また、地域の方々、専門家、行政が協働し継続的な保護活動を行う仕組みづくりについて支援を行います。
- 国指定文化財及び県指定文化財については、岐阜県文化財保護協会が委嘱する文化財保護巡視員が定期的に巡視し、文化財の現状についての情報の共有を図りつつ、保存保護に努めます。
- 野生鳥獣の保護のため、特に重要な区域について鳥獣保護区や特別保護地区に指定し、管理方針に基づき野生鳥獣及びその生息地の保護を図ります。
- 名勝や天然記念物などの文化財の位置や範囲を集約した「遺跡管理GIS」を活用し、公共事業の開発部局との情報共有や調整により、無配慮な開発を防ぎます。

(天然記念物の保全・活用の推進)

- 県天然記念物に指定されている湿地における植物の保全・再生の活動を、文化財保護審議会委員などの専門家とともに支援します。
- 特別天然記念物オオサンショウウオ保護のため、交雑個体の分布域拡大阻止を目的とし、県の河川工事等で発見された交雑個体の適切な防除、情報収集に努めます。また、市町村や開発事業者に対し、交雑個体の取扱いに係る説明会を行います。

(環境影響評価等の推進)

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模開発事業については、環境影響評価法や岐阜県環境影響評価条例に基づき、あらかじめ環境への影響について調査、

予測、評価し、その結果に基づき環境の保全に適切に配慮する環境影響評価制度を適正に運用することで、自然環境の保全を図ります。

- ▶ 一定規模以上の開発行為をする場合には、自然環境保全協定を締結し、重要な自然環境と貴重な動植物を保全します。また、協定締結に関する情報を発信し、開発事業者等に対して制度への理解を求めていきます。(再掲)
- ▶ ガイドラインに基づき、事前調査や適切な工法、施工工程の配慮、回復モニタリングなど、公共事業において生物多様性への配慮が適切に行われるよう、普及啓発に努めます。(再掲)

(多様な森林づくりの推進)

- ▶ 県営林の管理・経営に当たっては、森林に期待される木材生産、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の役割に応じて「環境保全林」と「木材生産林」に区分した森林づくりを進めます。特に「環境保全林」については、自然再生力を活用した森林の保全育成を進め、生物多様性機能が発揮できる森林として管理します。また、県有林については、平成18年2月に取得したFSC森林管理認証の原則・基準に基づき、森林の生物多様性を保全し、持続可能な森林づくりを進めます。
- ▶ 環境保全林内の人の生活圏に近い里山林エリアにおいて、公益的機能向上と併せて地域住民の生活環境の保全のため、不要木除去や放置竹林の整備等に対して支援します。(再掲)
- ▶ 森林の持つ公益的機能の高度発揮、災害に強い森林づくりの推進、循環型森林づくりの推進による林業・木材関連産業の活性化を図るため、森林所有者等が実施する森林施業に対して支援します。また、花粉発生源としてのスギ人工林の伐採、植替えを図るための森林施業に対して支援します。(再掲)
- ▶ スギ、ヒノキの人工林は、「針広混交林への誘導」、「複層林施業」、「長伐期施業」など、多様な森林管理手法の中から適切なものを選択・導入し、森林の持つ多面的機能を維持・増進します。(再掲)
- ▶ 森林法に基づく各地域森林計画で定める森林整備基準に基づき、適切な間伐の実施や生育の悪い人工林の針広混交林への誘導等を進め、野生生物の生息地・生育地の保護を図ります。(再掲)
- ▶ 保安林制度の適正な運用により、違法な立木伐採や開発行為等を防止します。(再掲)
- ▶ 早期の針広混交林化を目的として、針葉樹人工林を帯状、群状など様々な手法で強度伐採するとともに、シカ対策を講じた上で天然更新や植栽により広葉樹を導入するモデル事業を実施することで、30年後に針広混交林へ誘導できる技術体系の確立を目指します。(再掲)
- ▶ 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るた

め、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。(再掲)

- 森林を伐採した後に、次世代の森林を造成するため、多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い更新技術を開発します。(再掲)

(地域における森林の保全管理)

- 市町村による森林経営管理を促進するため、「地域森林管理支援センター」が中心となり、市町村の森林経営管理制度の取組を総合的に支援します。

(森林病虫害防除対策及び林野火災の予防による森林の保全)

- 市町村が実施する森林病虫害防除対策を支援します。
- 林野火災の予防に向け、広報活動と併せて各種普及物品の配布・掲示などの啓発活動を実施します。

(農村環境における生態系ネットワークの保全)

- 移動経路の確保や生息・繁殖場所の修復など、水生生物に考慮した水田周辺の環境整備に関して、調査研究を行います。また、調査研究の結果を県内各地での改修工事に反映させるとともに、追跡調査を行い、その実効性を検証します。
- 自然環境との調和に配慮した農業用排水路整備を推進するため、生き物調査の実施を通して、その地域で守るべき生き物の生息環境に配慮した工法などについて、住民協働で計画し整備します。
- 農村地域において、生き物が生息する環境を復元するため、地域の方々と連携し、水田と水路をつなぐ水田魚道の設置を促進します。
- 堆肥の利用、化学肥料・化学農薬の低減、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷低減の取組に、生産工程のリスク管理をする GAP の取組を取り入れた新たな制度を推進します。(再掲)
- 農地の多面的機能の大切さについて、県民の方々に対し機会を捉え農業・農村の魅力を紹介するパネル等の展示会の実施や、田んぼの学校やふるさと水と土指導員の活動など、農業・農村の魅力に触れ感じてもらうための取組を推進します。(再掲)
- 農地や農業用施設等の地域資源が持つ様々な機能(多面的機能)を維持・保全するために行われる地域ぐるみでの共同活動に対して支援を行います。(再掲)
- 農業生産の場のみならず、美しい景観の形成や伝統・文化の継承等多面的な機能を発揮し、農山村地域において重要な役割を果たしている棚田について、県内の棚田保全を行うための組織の立ち上げや保全組織の活動を支援します。(再掲)

(都市緑化の保全、都市公園の整備等)

- 特別緑地保全地区や風致地区制度による都市内の緑地の保全や緑化に取り組む市町村を支援します。(再掲)
- 都市公園における植栽地の適正な維持管理を図るとともに、国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、環境に配慮した都市公園の整備を推進します。(再掲)

(自然と共生した川づくり)

- 多様な生物が生息できる良好な河川環境と美しい景観を保全、復元するため、治水を目的とする河川事業の個々の現場において、自然環境や景観にも配慮した川づくりの積極的な推進を図ります。
- 河川改修事業や災害復旧事業においては、各河川の特性を踏まえ、自然環境の保全・復元・創出に効果のある自然共生工法を積極的に活用します。
- 地域の意見やニーズを反映した河川整備を進めるため、川で活動する団体や地域住民を含めて構成する「ベストリバー推進グループ」を組織し、地域の特性や河川の特性を踏まえ、自然と共生した良好な川づくりを検討し事業を進めます。
- 公募により委嘱した「フィッシュウェイ・サポーター」と協働で県管理河川及び砂防施設に設置された魚道を毎年点検し、漁業関係者等と情報の共有を図ることで魚道の状態を把握します。また、必要に応じて堆積した土砂の除去や魚道の補修等、適切な維持管理を行い、水生生物が移動しやすい環境の保持に努めます。

(河川流域における生態系への負荷軽減)

- ダムなどの事業実施に当たっては、調査・計画・建設・試験湛水の各段階ごとに事前に、環境調査・影響予測・環境保全措置の検討内容を、国が開催する基本設計会議環境部会に諮り、専門家の意見を聴くことで、自然環境への影響の回避や低減を図ります。
- 砂防堰堤については、魚類等の行動を遮断しない構造を有す透過型堰堤を設置するなど、自然環境に配慮した砂防事業を推進します。

(水環境の保全)

- 家庭からの生活排水又は、工場・事業場からの排水による水質悪化を防止する取組を推進するとともに、公共用水域の水質情報などを県民に提供します。
- 水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査、再発防止対策の指導などの対応を行います。また、工場、事業場の立入検査や市町村の広報を通じて、水質汚濁事故の未然防止を啓発します。

- 伊勢湾水質総量削減計画の達成を目指して、指定地域から発生するCOD、窒素及びりんを削減するため、総量規制基準の設定など各種の施策を推進し、岐阜県の水生生物や鳥類のホームランドである伊勢湾の豊かな生物相の再生に努めます。
- 環境基本法に基づき定められる「水生生物の保全に係る環境基準」について、水域ごとに指定した類型に基づき達成状況を把握するとともに、水質や利用状況の変化に対応して、適宜、環境基準の類型の当てはめを見直します。

(排水施設の整備等による水質改善)

- 農村における水質悪化等による生態系への影響をはじめ、農村環境の保全のため、市町村が行う経済的かつ効率的な農業集落排水事業の推進や、現在、稼働中で老朽化により機能の低下が危惧される施設の適切な維持管理を支援します。
- 公共用水域の水質保全のため、木曾川右岸流域の下水道事業を推進するほか、市町村が行う公共下水道事業を支援します。

(気候変動の影響評価や適応策の研究)

- 岐阜大学と共同して設置した「岐阜県気候変動適応センター」を拠点に、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析、共同研究を行います。
- 岐阜大学と共同して設置した「岐阜県気候変動適応センター」を拠点に、広く気候変動問題への関心と理解を深めるため普及啓発を行うとともに、適応策の立案や普及啓発活動等を担うことができる人材育成にも取り組みます。

行動目標 2-2 30by30 の実現に貢献する

(保護地域の保全・管理)

- 建築物の新築などの各種行為を規制するとともに、区域内の巡視及び指導を行う自然保護員を設置し、優れた自然環境を保全します。また、周辺環境の変化に影響されやすい地域では、自然環境の変遷動向を調査し、適正に保全理するための基礎資料を整備します。(再掲)
- 自然公園内では、自然とのふれあいを促進するため、公園施設の整備を図るとともに、工作物の新築など各種行為を規制し、優れた自然景観を保護します。(再掲)
- 周辺環境の変化に影響されやすい自然環境保全地域については、概ね5年～10年ごとに調査を実施し、適正に保護・保全管理します。(再掲)
- 貴重な生態系を育む湿原・湿地や動植物の生息地について県天然記念物に指定し、乱獲や無秩序な開発を規制します。また、地域の方々、専門家、行政が協働し継続的な保護活動を行う仕組みづくりについて支援を行います。(再掲)

- 国指定文化財及び県指定文化財については、岐阜県文化財保護協会が委嘱する文化財保護巡視員が定期的に巡視し、文化財の現状についての情報の共有を図りつつ、保存保護に努めます。(再掲)
- 野生鳥獣の保護のため、特に重要な区域について鳥獣保護区や特別保護地区に指定し、管理方針に基づき野生鳥獣及びその生息地の保護を図ります。(再掲)
- 県天然記念物に指定されている湿地における植物の保全・再生の活動を、文化財保護審議会委員などの専門家とともに支援します。(再掲)

(自然共生サイト認定の推進)

- 30by30 や OECM (保護地域以外の生物多様性保全に資する地域) のほか、自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等についてポータルサイトで情報発信を行います。
- 自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等と連携した環境学習の実施を検討します。

行動目標 2-3 希少野生生物を保護・保全する

(レッドリストの作成と希少野生生物の指定)

- 絶滅のおそれのある野生生物の分布や保全状況を把握するため、生息状況調査を継続的に実施し、その結果を踏まえて岐阜県レッドデータブックの改訂を進めます。
- 条例に基づき、特に絶滅のおそれが高い種を希少野生生物に指定するとともに、その種の生息に重要な地域を保護区に指定し、開発等の行為を規制することで、その保護に努めます。

(希少種の保護及び生息環境の保全)

- ライチョウなどの希少種について、保護計画に基づく生息状況や生息環境の調査のほか、環境教育を含めた普及啓発を実施します。
- ウシモツゴ (岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物) の生息域外保全を行うとともに、新たな生息地を創出し、野生復帰させます。
- 県民等が自ら企画立案して実行する、県民参画を促進する森づくり・川づくりの活動、水環境や生物多様性の保全を目指す活動、子どもたちのための森づくり・川づくりの活動を支援します。
- 国等と連携し、淡水生物の希少種 (イタセンパラ・ヤマトサンショウウオなど) を対象に生息域内外における保全事業を実施します。

- 県の特徴的な絶滅危惧種であるイタセンパラについて、関係機関と連携し、生息域外保全の取組を推進します。
- 岐阜県野生鳥獣リハビリセンターにおいて、県内で保護された傷病希少鳥類に対し、治療及びリハビリを行い、放野を図ります。

(普通種を含む身近な自然環境の保全)

- 貴重な樹木の保護、保存体制の強化のため、「岐阜県緑の博士(グリーンドクター)」を養成し、樹木の診断、治療等を推進します。また、樹木等に関する常設相談窓口「緑の相談室」を設置して必要な助言等を行います。

行動目標 2-4 外来種対策を推進する

(生態系被害防止外来種リストの作成)

- 外来種の侵入・定着状況を把握するため、生息状況調査を継続的に実施し、必要に応じて岐阜県生態系被害防止外来種リストの改訂を行います。
- 県民一人ひとりが外来種問題を正しく理解し、適切な行動が取れるよう、外来種3原則「入れない・捨てない・拡げない」の周知や、ハンドブックを活用した環境学習を推進します。

(特定外来生物の防除強化)

- 特定外来生物の定着・分布拡大を防ぐため、特に人身や生態系に甚大な被害が及ぶおそれのある種(アルゼンチンアリ、カミツキガメ等)について県による緊急防除を実施します。
- 重要な自然環境の保全や特定外来生物の定着防止を目的とした特定外来生物の防除に取り組む市町村を支援します。
- 生態系及び漁業資源への影響が特に懸念される外来魚を対象として、その分布調査を行うとともに、効率的な駆除方法についての検討を行います。
- 農作物に被害を与えるスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)について、被害対策マニュアルを活用して対策の普及を推進します。

行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

(鳥獣被害防止対策の推進)

- イノシシ、シカ、サル等による農作物被害を軽減するため、集落点検を実施し、地

域が行う防護柵の設置や捕獲活動などを支援するほか、市町村域等を跨る広域捕獲、ICTを活用した捕獲システムの導入などを促進します。

- 野生鳥獣被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。(再掲)
- 獣害の著しい森林では、予防対策のテープ巻や防護柵の設置を支援するほか、樹種・環境に適した獣害対策資材の検証を進めるとともに、撤去時期等まで考慮した資材の維持管理技術を開発します。

(カワウの食害による内水面漁業被害の軽減)

- カワウの食害による内水面漁業被害の軽減に向け、捕獲や追い払い活動への支援やドローン活用などによる新技術の検証を実施するほか、県外から飛来するカワウに対し、隣接県と連携した広域対策に向けた取組を進めます。

(鳥獣保護管理施策の推進)

- 野生鳥獣の保護・管理の状況や社会的変化に応じて、5年ごとに鳥獣保護管理事業計画の見直しを行うとともに、関係団体等と連携・協力して施策を総合的に推進します。

(特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化)

- ニホンジカやイノシシ等の生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画を策定し、地域個体群の安定的な維持及び農林業被害等の軽減を図ります。
- 野生鳥獣の生息状況の把握及び適切な保護管理のため、生息調査を実施します。
- 県内にある3つのニホンカモシカの保護地域において、6年ごとに行われる特別調査や、その補完として毎年行う通常調査、測定等調査及び効果測定調査など、貴重なニホンカモシカの生息状況や個体数調査を行い、科学的な保護管理に努めます。
- 岐阜大学と共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターにおいて、野生動物の調査・研究を行うとともに、その科学的知見を活かして市町村等が実施する被害防止対策の技術指導や野生動物管理に関する専門人材の育成、普及啓発などを実施します。

(ツキノワグマ対策の推進)

- ツキノワグマによる人身被害を防止するため、出没防止対策を実施します。また、対策を効果的に実施するため、市町村職員等を対象とした研修を実施します。
- 野生鳥獣による被害の軽減や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。
- ツキノワグマによる人身被害等の防止に取り組む市町村を支援します。
- 適切な個体数管理及び効果的な出没防止対策を進めるため、地域別の個体数等を把握する調査を行います。
- 集落や緩衝地帯に出没するツキノワグマに対し、ICT等の新技術を活用した出没防止対策を実施します。
- 県民が自ら対策を取れるよう、県ホームページや SNS 等を通じて、ツキノワグマの出没情報や取るべき行動について、情報発信を行います。

(地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組)

- 捕獲したニホンジカやイノシシのジビエとしての利活用を推進するため、解体処理施設を核とした流通・販売ネットワークの拡大を進めるほか、料理フェアや販売イベントを開催するなど、ジビエの認知度向上と販路拡大を支援します。

(鳥獣保護管理の担い手の確保・育成)

- 捕獲事業の担い手を確保するため、狩猟免許試験の休日や教育機関での開催、受験手数料の学割制度、事前講習会や若者を対象とした魅力普及セミナーの開催など、狩猟免許所持者を増やす取り組みを実施します。
- 狩猟に伴う事故及び野生鳥獣の違法捕獲を未然に防止し、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に資するため、狩猟事故等防止研修会を開催します。また、(一財)岐阜県猟友会が実施する狩猟者の技術向上等を目的とした事業に対して支援します。
- 捕獲者等の銃による捕獲の安全性及び技能の向上を図るため、射撃場の整備を支援します。
- 岐阜大学と共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターにおいて、野生動物の調査・研究を行うとともに、その科学的知見を活かして市町村等が実施する被害防止対策の技術指導や野生動物管理に関する専門人材の育成、普及啓発などを実施します。(再掲)

(野生鳥獣に関する感染症への対応)

- 高病原性鳥インフルエンザについて、死亡野鳥等の検査を実施し発生動向を把握するとともに、発生時には渡り鳥飛来状況・鳥類相調査、監視強化等を実施します。また、感染症発生動向把握の基礎資料とするため、カモ科鳥類の生息調査を実施します。
- 豚熱拡散防止のため、県内の主要な自然歩道等に石灰帯等を設置します。
- 県内全域で確認される野生イノシシの豚熱感染抑制に向け、経口ワクチンを散布するとともに、捕獲された野生イノシシの血液検体による豚熱の浸潤状況及び経口ワクチン散布による抗体獲得状況のサーベイランスを実施します。
- 人獣共通感染症について県民への情報提供・注意喚起を行うとともに、野生動物と人との適切な関係について普及啓発を行います。

基本戦略3 生物多様性を理解し、行動する

行動目標 3-1 生物多様性に関する環境教育を推進する

(環境教育の推進)

- ポータルサイトへ学習教材、環境に関する情報、体験プログラム等を掲載することで、環境保全意識の醸成を図り、環境に優しい行動への変容に繋がります。(再掲)
- 県内の環境についての理解を深めるため、児童の環境学習の充実に資する「環境教育副読本」を作成し、県内の小学5年生全員に配布するとともに、ポータルサイトに掲載します。
- 環境問題に関する知識や指導の経験を有する有識者を環境教育推進員に委嘱し、環境学習の実施を希望する学校、市町村、企業等へ派遣し、出前講座を実施することで、県民への環境配慮行動の浸透を図ります。
- 県内の児童及び生徒が生物多様性への理解を深められるよう、絶滅危惧種の保護や外来種に関する出前講座を開催します。
- 県民や行政が生物多様性について考え、行動するきっかけとするため、生物多様性に関するシンポジウムを開催します。
- 野鳥保護への理解と関心を高めることを目的として、県内の児童及び生徒を対象に愛鳥週間ポスターコンクールを開催します。
- 小・中学校及び高等学校での理科や生活科、社会科、家庭科などの教科や総合的な学習(探究)の時間などにおいて、環境に関する学習や、学校独自の環境に係る取組を積極的に推進します。
- 岐阜県総合教育センターで実施する教員研修の中に環境教育を位置付け、自然や農業の体験活動を指導できる教員を養成するため、県内の関係機関等と連携した体験型の研修を充実させます。
- 保育・教育機関における「緑と水の子ども会議」等の実施に当たり、小中学校及び高等学校、特別支援学校へのプログラムの提案、講師の紹介等の支援、活動経費の負担等を行い、学校現場での森林環境教育を推進します。
- 農地や農業用水等の農村資源の大切さについて理解を深めるため、農村資源を活用した生き物調査や農業体験などの体験型学習を実施します。
- 森林総合教育センター(morinos)において、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていくための森林教育プログラムを提供します。
- 水産研究所において、希少生物保護繁殖、水域環境保全及び水辺の環境教育に係る普及活動及び調査・研究を実施します。

(博物館等の機能強化の推進)

- 博物館等において、本県のすばらしい自然や生物環境について、楽しみの中で学習する機会を提供するため、催し物などの充実を図ります。
- 世界淡水魚園水族館において、学校・一般団体に向けた生物・環境をテーマとした学習プログラムを展開します。

(河川における環境学習の推進)

- 小・中学生たちが水に親しみながら、身近な河川に生息する水生昆虫を調べることによって、河川の水質状況を知ってもらうとともに、水質保全の必要性や河川愛護意識の高揚を図ります。
- 視覚や嗅覚を使った簡単な調査手法「感覚による河川調査」を利用し、地域の河川の状況調査を県民自ら行い、多様な生物が生息する場を評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図ります。
- 公共事業の関係者や地域住民の自然共生への理解を深めてもらい、さらにそのレベル向上を図るため、岐阜県自然共生工法研究会と連携し、事例発表会や勉強会等のイベントを開催し、河川を含め良好な水環境づくりの取組みの発展を目指します。
- 小・中学校が行う「総合的な学習の時間」や地域のNPO団体等が実施する河川での体験学習において、講師派遣や教材の提供等の支援を行います。
- 河川改修を小学校の近隣で行う場合など、地域のニーズを踏まえ、水辺に近付ける護岸や斜路等のアクセス施設の整備など、子供たちが自然と親しめるよう水辺に近づきやすい川づくりを進めます。(再掲)

行動目標 3-2 自然と触れ合い学ぶ機会の提供などにより、知識の習得や関心の醸成を図り、行動変容を促す

(自然とのふれあいの機会の提供)

- 小学生及びその保護者を対象に、体験や交流を通じて「森・里・川・海のつながり」や環境問題に関する理解を深め、環境に優しい行動への変容を促進するため環境学習ツアーを実施します。
- 生息域外保全に取り組むイタセンパラについて、教育機関などでの展示や飼育体験を通じて、若い世代の生物多様性の保全・再生への意識を高めます。
- 30by30 や OECM (保護地域以外の生物多様性保全に資する地域) のほか、自然共生サイトに取り組む企業や環境活動団体等についてポータルサイトで情報発信を行います。(再掲)
- 本県の強みである自然や歴史、文化を地域ぐるみで守りつつ、観光活用していく

サステナブル・ツーリズムを推進します。(再掲)

- 自然公園に設置している登山道、園路などの適正な維持管理を図るとともに、利用者のニーズを把握し、誰もが使い易い施設を整備します。また、ホームページなどを活用し、自然公園に関する情報を提供することで、自然とのふれあい機会の増進を図ります。(再掲)
- 長距離自然歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を行い、適正な維持管理に努めます。また、既存施設の現状を把握し、整備を要する施設についてはユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、ホームページやパンフレットなどを活用し、長距離自然歩道に関する情報を提供するなど、県民の自然とのふれあいを促進します。(再掲)
- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の情報発信や内水面漁業の担い手育成に資するため、「清流長良川あゆパーク」において鮎友釣り体験講座や鮎のつかみどり体験を若者向けに拡充し、川と魚に親しむ体験活動を強化します。併せて、県内学校によるふるさと教育の実施を支援します。(再掲)

(自然公園等における保護と利用のための施設整備・情報発信)

- 自然公園に設置している登山道、園路などの適正な維持管理を図るとともに、利用者のニーズを把握し、誰もが使い易い施設を整備します。また、ホームページなどを活用し、自然公園に関する情報を提供することで、自然とのふれあい機会の増進を図ります。(再掲)
- 長距離自然歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を行い、適正な維持管理に努めます。また、既存施設の現状を把握し、整備を要する施設についてはユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、ホームページやパンフレットなどを活用し、長距離自然歩道に関する情報を提供するなど、県民の自然とのふれあいを促進します。(再掲)
- 東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター、中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターにおいて、県内の優れた自然、動植物や文化などを分かりやすく紹介し、生物多様性の理解の促進を図ります。
- 中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターを拠点に、自然体験プログラムを実施する等、県内の自然公園において自然に親しむ機会の充実を図ります。また、ガイド等自然環境の保全及び活用を担う人材の育成・誘致を促進します。(再掲)

(森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進)

- ぎふ木遊館及び森林総合教育センター(morinos)において、魅力的で多様なプログラムを提供するとともに、ぎふ木育30年ビジョンのステップ3以上の取組みを進めるため、小中学生以上に対する「ぎふ木育」の実施を進めます。

- 森林への多様アプローチを意識し、自ら「ぎふ木育」に関するプログラムを企画・立案・提供できる人材を養成するため、「ぎふ木育指導員養成講座」を開催します。
- 緑化の推進を図るため、緑化功労者の表彰や緑の募金等、緑化の普及啓発活動を行います。

行動目標 3-3 地域における自然環境を保全・再生する取組を促進する

(各主体間の連携強化)

- ポータルサイトへ学習教材、環境に関する情報、体験プログラム等を掲載することで、環境保全意識の醸成を図り、環境に優しい行動への変容に繋がります。(再掲)
- 上流域及び下流域のごみ等の実態を把握し、連携した発生抑制対策の検討につなげるとともに、海洋ごみに関する環境教育・普及啓発や清掃活動の実施による流域圏で一体となった取組を推進します。

(地域における生物多様性の保全に関する活動の促進)

- 団体等が自ら企画立案して実行する、県民参画を促進する森づくり・川づくりの活動、水環境や生物多様性の保全を目指す活動、子どもたちのための森づくり・川づくりの活動を支援します。
- 農地や農業用水等の資源(水土里)の保全活動のリーダーとなる「ふるさと水と土指導員」を育成するため、研修会や活動に対する支援を実施します。
- 空き缶や吸い殻等のごみの散乱を防止し、県民の環境保全意識の高揚を図るため、県民総参加による美しいふるさと運動を推進します。特に強化期間として「プラごみゼロ・キャンペーン週間」を設け、県民や市町村の参加のもと、地域の清掃活動や「ごみのポイ捨て防止」に関する啓発活動を実施します。
- 市町村が住民参加で行う次代の環境活動を担う人材育成事業を支援します。
- 地域住民と協働で、貴重な自然環境の保全に取り組む市町村を支援します。
- 森林づくりを実施する企業に対する情報提供や活動支援のほか、活動候補地の選定や地元の受入体制づくりへの支援、活動による二酸化炭素吸収量の認定など、企業が参加しやすい環境を整備し、企業との協働による森林づくり活動を促進します。
- 企業等が実施する農地や農村の保全活動を促進するため、CSR 活動や農業参入を希望する企業と農村地域のマッチングを推進します。
- 県内5流域(長良川、揖斐川、木曾川及び飛騨川、土岐川及び矢作川、宮川及び庄川)について、各流域における協働体組織の形成や関係機関との連携体制の確立を目指し、核となる環境保全団体の掘り起こしとネットワーク化を推進するとともに、関係機関(河川管理者、流域自治体等)が連携し、同じ水系でつながる上下

流域一体のモデル的な取組みとして、効率的、効果的な河川清掃活動の支援を行います。

行動目標 3-4 情報の発信や活用に係る人材の育成や機会の提供を行う

(知識を実践に変える県民運動の展開)

- ポータルサイトへ学習教材、環境に関する情報、体験プログラム等を掲載することで、環境保全意識の醸成を図り、環境に優しい行動への変容に繋がります。(再掲)
- 魅力的な体験メニューや農泊プランなどの開発・企画運営ができるよう、実践者の育成や実践者同士のネットワーク強化を進めるとともに、観光事業者等と連携し国内外への情報発信を強化するなど、都市と農村の交流を積極的に推進します。(再掲)

(情報の集約・可視化)

- 名勝や天然記念物などの文化財の位置や範囲を集約した「遺跡管理 GIS」を活用し、公共事業の開発部局との情報共有や調整により、無配慮な開発を防ぎます。(再掲)
- 文化財及びその保護への興味・関心が高まるよう、「岐阜県文化財図録」の情報を随時追加・更新し、県民や学校等が気軽に活用できる環境を整備します。
- 県民、NPOなどによる森林づくり活動等が促進されるよう、森林づくりに関する情報を収集・発信します。
- ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況及び渡来傾向、保護管理を図るべき生息地等について調査し、湿地の保全や鳥獣保護区の設定等の基礎資料とします。

行動目標 3-5 市町村における生物多様性地域戦略の策定を促す

(生物多様性地域戦略策定の推進)

- 生物多様性基本法第 13 条第 1 項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略策定について、地域の実情を踏まえつつ、他の関連計画との統合策定も含め、多くの市町村で策定されるようにより支援します。



生物多様性ぎふ戦略 ＜施策編＞

発行年月：2026(令和8)年3月

発行者：岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課

※2026(令和8)年4月から自然環境課

〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表)

FAX 058-278-2605